

| | |
|--------|--|
| 地域 | ウルグアイ |
| 日付 | 2022年6月 |
| 法律事務所 | Guyer & Regules |
| 役職名、氏名 | Florencia Castagnola (パートナー) |
| 連絡先 | fcastagnola@guyer.com.uy |

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

はい。

2008年8月18日に施行された法律第18.331号(「個人データ保護及び人身保護に関する法律」)及びその2009年8月31日付け施行令第414/009号により、ウルグアイでは、個人データの保護及び秘密/プライバシーに関する基本権を確保する目的で一般的な法制度が制定されました。

さらに、最近、2019年10月25日付け予算法第19.670号(第37条ないし第40条)及び2020年2月21日付け施行令第64/020号により、新たな規定が盛り込まれています。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

はい。

法律第18.331号の第3条によれば、本法律は、処理可能なあらゆる媒体に記録された個人データ及び公的機関又は民間事業者による当該個人データのあらゆる形態での利用に適用されます。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

いいえ、個別の分野の規制はありません。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

- i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい
(必要に応じて回答欄を追加してください。)

名称: 個人データ保護及び人身保護に関する法律

| | |
|-------------|--|
| ① 「個人情報」の定義 | 法律第 18.331 号の第 4 条によれば、個人データとは、特定の又は特定可能な自然人又は法人に関するあらゆる種類の情報をいいます。 |
| ② 法の適用範囲 | 前述のとおり、本法は、処理可能なあらゆる媒体に記録された個人データ及び公的機関又は民間事業者による当該個人データのあらゆる形態での利用に適用されます。ただし、同法第 3 条は、自然人が専ら個人的又は家庭内の活動を行うために維持するデータベース、公共安全、防衛、国家の安全並びに犯罪に関する活動、犯罪の捜査並びに抑止を目的とするデータベース、及び特別な法律によって作成並びに規制されたデータベースには適用されないと定めています。 |
| ③ 地理的範囲 | <p>法律第 18.331 号は、一般的にウルグアイ国内でビジネスを行うすべての人に適用されます。施行令第 64/020 号において、この広範な地理的範囲を明確にしています。</p> <p>「管理者又は処理者がウルグアイ域内で安定した活動を行う場合、その目的のために採用された法的形態にかかわらず、ウルグアイ域内に設立されたものと理解される。管理者又は処理者がウルグアイ域内に存在しない場合であっても、2008 年 8 月 11 日付け法律第 18.331 号及び本規則は以下の場合に適用されるものとする。</p> <p>(a) データ処理活動が、使用される言語、国内通貨による支払いへの言及、ウルグアイ域内での関連サービスの提供(責任者又は処理者による提供に限らない。)等の要素を通じて評価される、共和国の居住者を対象とした商品又はサービスの提供に関連するものである場合。</p> <p>(b) データ処理活動が、プロファイリング目的を含む共和国の居住者の行動の分析に関連するものであり、特に 2008 年 8 月 11 日付け法律第 18.331 号の第 16 条の規定が適用される場合。</p> <p>(c) 国際公法の規定又は契約により定められている場合。この場合、契約当事者は、いかなる場合も国内法の適用を除外することができない。</p> <p>(d) 情報通信ネットワーク、データセンター及びコンピュータインフラ全般など、国内に所在する手段を使用して処理を行う場合。」</p> |
| ④ URL | https://www.impo.com.uy/bases/leyes/18331-2008 (英語は対応しておらず、共和国の公用語はスペイン語です。) |
| ⑤ 施行日 | 2008 年 8 月 18 日施行 2020 年 1 月 1 日改訂 |

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

該当なし

III. OECD プライバシー原則

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。
<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofPrivacyandTransborderFlowsOfPersonalData.htm>

法律第 18.331 号の第 5 条では、7 つの指針を定めています。

- 1) 適法性: すべてのデータベースは、適切に記録され、適用される規制で定められる原則を遵守しなければならない。
- 2) 真実性: 収集する個人データは、真実かつ適切で公正であり、取得の目的に対して過大であってはならない。個人データの収集は、不公正、詐欺的、濫用的、強迫的な方法、又は適用される規制に違反する方法で行ってはならない。
- 3) 目的制限: 収集の動機となった目的以外に個人データを利用してはならない。個人データが、収集された目的に対して必要でなくなったとき又は関連なくなったときは、削除しなければならない。
- 4) 十分な情報を与えられた上での事前の同意: 個人データの処理及び取扱いには、本人(「データ主体」)の自由で、事前の、明示的かつ十分な情報を与えられた上での同意が必要であり、当該同意は文書化される必要がある。なお、この原則には、いくつかの例外があります。
- 5) データの安全性: 個人データの安全性及び機密性を保証するために必要なすべての措置を講じなければならない。
- 6) 機密保持: データベースから適法に情報を取得した者は、当該情報を機密情報として、通常の業務遂行のためにのみ利用する義務を負う。
- 7) 主体的な責任: データ管理者又はデータ処理者は、データの性質、行われる処理、及び関連するリスクに鑑みて、主体的な役割を担わなければならない。

これらの原則が OECD の 8 原則とどのように対応するかを、以下に概説します。

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

法律第 18.331 号の第 9 条は、データ主体が自由意思に基づき、事前に、明示的かつ十分な情報を与えられた上で同意しない限り、個人データの処理は違法であると定めています。かかる同意は、他の記載とともに、明示的かつ目立つように表示されなければなりません。

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

法律第 18.331 号の第 8 条は目的の原則を定めており、処理されるデータは、収集された目的以外の目的又は相容れない目的に利用されてはならないとしています。さらに、当該データは、収集された目的に対して必要でなくなったとき、又は関連しなくなったときに削除されなければなりません。

また、第 7 条は真実性の原則を規定しており、処理のために保存される個人データは、収集された目的との関係で真実かつ適切で公正であり、取得の目的に対して過大であってはならないとしています。

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあつては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

この原則は、前述した法律第 18.331 号の第 8 条及び第 9 条に示されています。

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

法律第 18.331 号の第 9 条はこの原則に言及しており、事前の同意が必要とされない例外を以下のように定めています。

A) 当該データが、公文書やマスメディアの出版物など、公的な情報源に由来す

る場合

- B) 当該データが、国家機関の機能の行使のため、又は国家の義務により収集されたものである場合
- C) 当該データのリストが、自然人の場合は、姓名、身分証明書、国籍、住所、生年月日に限定され、法人の場合は、会社名、発明者名、単一納税者名簿、住所、電話番号、担当者の身元に限定されている場合
- D) 当該データが、データ主体の契約上、学術上、職業上の関係から派生したもので、その発展又は遂行のために必要である場合
- E) 当該データが、自然人によって、排他的に、個人的に、又は家庭内で利用される場合

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

法律第 18.331 号の第 10 条にこの原則が盛り込まれており、データベースの責任者又は利用者は、個人データの安全性と機密性を保証するために必要な措置を講じなければならないと定めています。

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

法律第 18.331 号の第 12 条は、責任の原則を規定しており、データベース又は処理の責任者及び担当者は、前述の法律の規定(注: データ主体が十分な情報を与えられた上で事前に自由意思に基づいて明示的に個人データの処理に同意しない限り、当該個人データの処理は違法となる)に違反した場合、責任を負わなければならないとされています。かかる責任を積極的に遵守するために、彼らは適切な技術的及び組織的措置を講じなければなりません。

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ

- 管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。
 - iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
 - iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

法律第 18.331 号の第 14 条は、個人データの保有者は、事前に本人確認を行うことを条件に、公的又は私的なデータベースに含まれる自己に関するあらゆる情報を取得する権利を有すると定めています。個人データは、請求から 5 営業日以内に、また、暗号化されていない明確な形式で、必要な場合には説明とともに提供される必要があります。

同様に、第 15 条は、修正、追加又は削除の権利について規定しており、個人又は法人は、自らに関する情報の誤り、虚偽又は削除があった場合、データベースに含まれる個人情報の修正、更新、追加又は削除を要求する権利を有すると定めています。

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

前述のとおり、法律第 18.331 号の第 12 条は、責任の原則を定めています。この原則は、データベース又は個人データの処理に係るデータ管理者及び担当者が、場合により、法律の規定に違反した場合に責任を負うことを定めています。積極的な責任を果たすにあたり、個人データの適切な処理を保証し、その効果的な実施を証明するために、プライバシー・バイ・デザイン、プライバシー・バイ・デフォルト、データ保護影響評価などの適切な技術的及び組織的措置を講じなければなりません。さらに、この法律の第 31 条により、個人データ規制・管理部門が設置されています。当該部門の権限は、第 34 条に規定されています。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。

- (a) 収集制限の原則
- (b) データ内容の原則
- (c) 目的明確化の原則
- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護措置の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

ウルグアイの法制度においては、第 5 条に定める 7 つの原則は、一般的に適用され、法律の他の部分の解釈に資することが明示的に意図されているため、前述の原則の適用から除外される分野は存在しません。

しかしながら、特定の状況においては、一般原則に対するいくつかの例外が規定される場合があります。

例えば、法律の第 22 条は商業活動又は信用活動に関するデータに言及し、信用力又は支払能力に関する情報提供を意図したデータの処理を明示的に許可しています。

他の例としては、第 23 条 D 項があり、重要な公共の利益を保護するため、司法手続における権利の承認、行使若しくは防御のために必要な場合又は法律上必要な場合には、データの国際移転が例外的に許可されることが規定されています。

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

一般的に適用される原則は、法律の第 11 条に規定されている機密保持の原則であり、次のように規定しています。

「データ処理を提供するデータベースから適法に情報を取得する自然人又は法人は、当該情報を機密情報として扱い、その事業又は活動の通常の業務のためにのみ利用する義務があり、第三者に当該情報を開示することを一切禁止する。

データベース責任者との職務上の関係又はその他の関係により、個人データの処理のあらゆる段階においてアクセスし又は介入する者は、当該データが一般にアクセスできない情報源から収集された場合、当該データについて厳格な職業上の秘密を保持する義務を負うものとする(刑法第 302 条)。上記は、管轄裁判所の命令がある場合、当該事項に関する有効な規制に従う場合、又はデータ主体の同意がある場合には、適用しないものとする。

この義務は、データベース管理者との関係が終了した後も存続するものとする。」

法律第 18.331 号の第 26 条に従い、個人情報へのアクセス、修正及び削除の権利には例外が存在します。すなわち、個人データを含むデータベースの責任者は、国防若しくは公共の安全のために生じうる危険、第三者の権利と自由の保護、又は実施中の調査の必要性に基づき、アクセス、修正又は削除を拒否することができます。

同様に、公的な財政データベースの担当者は、義務の遵守を確保するための行政措置に支障がある場合、利害関係者の権利行使を拒否することができます。

ただし、上記の権利の行使を全面的又は部分的に拒否されたデータの所有者は、管理機関にその旨を申し出ることができ、当該拒否の妥当性又は不適切性は管理機関によって検証されます。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

名称: *個人データ規制・管理部門 (Unidad Reguladora y de Control de Datos Personales)*
(URCDP)

住所: *Liniers 1342 4 階*

電話番号: *2901 0065 内線 3*

Web サイト: <https://www.gub.uy/unidad-reguladora-control-datos-personales/>

その他の情報: URCDP は、IT に関連する問題について政府機関に助言を行う機関である電子管理政府及び知識情報社会開発機構 (*Agencia para el Desarrollo del Gobierno de Gestrónica y la Sociedad de la Información del Conocimiento*) (AGESIC) の分権機関です。